

[60] 団体交渉の開催場所の設定

Point

(1) 労使双方の交渉場所の指定が地理的に離れた場所である場合について、日本モーターボート競走会事件（中労委決平 22・3・31）においては、「団交の場所は、本来労使双方の合意によって定めるのが原則である。しかしながら、合意が成立しないことから使用者が交渉場所を指定し、労働組合がこれに同意しないため、結局団交がなされなかった場合においては、組合員の就業場所等、当該組合と使用者の労使関係が展開している場所を基本としつつも、使用者がそれ以外の場所を指定したことに、合理的な理由があり、かつ、当該指定場所で団交をすることが当該組合や組合員に格別の不利益をもたらさないといえるときには、使用者が指定場所以外での団交に応じないことには正当な理由が認められ得るが、これらの事情が認められないときには、他に特段の事情がない限り、使用者は正当な理由無く団交を拒否したものと解するのが相当である。」とされている。

事件の概要

- 1 当事者 ①労働組合：1企業別 ②合同労組 3その他 組合員数（103人）
②使用者：業種（輸送用機械製造業） 従業員数（225人）
③申請者：1 労 ② 使 3 双方 4 その他

2 調整申請に至るまでの経過

九州のA支店とB支店の従業員3名が、労働条件の改善等をY会社に要望しても応じてもらえないため、合同労組X組合に加盟した。X組合は会社に対して、「組合加入通知及び団体交渉の申し入れについて」を提出し、労働条件の改善についての団体交渉を申し入れた。

これに対し、Y会社は、交渉担当者の在住する本社（横浜）において団体交渉を行う旨を回答したところ、X組合は組合員が在住する近辺であれば受けられるが、Y会社が希望する本社（横浜）では組合員に過重な負担を強いることになり受けられないと回答した。そこで、Y会社は、事態を早急に解決したいとの考えから、「団体交渉のルールの確立」を求めて、あっせんを申請した。

3 主な争点と労使の主張

争点 団体交渉の場所等ルールの確立

労働側主張	使用者側主張
・団体交渉の場所が、Y会社が希望する本社(横浜)では九州に在住する組合員に過重な負担を強いることになり受けられない。	・社長は病弱であり、かつ会社の経営上の問題等から、X組合が指定する場所では遠方であるため交渉を開催することができない。

4 調整開始より終結に至るまでの経過(用いた調整手法)

あっせんにおいて、Y会社は団体交渉ルールのうち、場所と出席者数についてあっせんを希望した。

そこで、あっせん員が、X組合に団体交渉の場所と出席者数についての要望を確認したところ、「場所については組合員の在住する九州、出席者数については3名程度を考えている。」との回答があった。これに対し、Y会社は、「場所についてはそれぞれの所在地の中間点の大阪市、出席数については3名以内なら受けられる。」と回答した。

これを受けて、あっせん員は、Y会社に対し、「使用者が指定した場所が、X組合や組合員に不利益をもたらす場合には、特段の事情がない限り、団体交渉拒否の不当労働行為に当たる可能性がある」旨を説示し説得したところ、Y会社は九州での開催を認め、解決した。

5 あっせん案の要旨及び案の内容を決めた背景・理由

(あっせん案の要旨)

- ① 団体交渉は、労使双方が合意した場所(福岡市)及び出席者数(労使双方3名以内)をもって開催すること。
- ② 団体交渉は、原則としてY会社が準備した会場で開催すること。
- ③ 団体交渉の具体的日時は、その都度協議して定めること。

解説

(1) 本事件は、場所や出席者数など団体交渉のルールをめぐる事案である。

労組法上、使用者は「正当な理由」なくして団体交渉を拒んではいけないとされており(7条2号)、これに違反した場合には、不当労働行為となる。したがって、この「正当な理由」の有無が問題となるが、場所や出席者数などの団体交渉のルールについては実定法上の規定はなく、本来労使双方の話し合いにより自主的に決定されるべき事項である。

組合側が一方的に指定した日時・場所について、会社側の都合がつかない場合に、合理的な理由があって場所の変更などを求めるのであれば、不当労働行為にはならないとした裁判例がある(四条畷カントリー倶楽部事件—大阪地判昭62・11・30 労判508号28頁)。他方、使用者が団体交渉の場所・時間・交渉人数に関するルール設定に固執し、ルールが設定されなければ、団体交渉に応じず、その結果、賃上げ実施や夏季一時金をも支給しないことは、誠実団体交渉応諾義務に反するとした商大自動車教習所事件(東京高判昭62・9・8 労判508号59頁。最三小判平元・3・28 労判543号76頁)がある。

本事件のように、労使双方の交渉場所の指定が地理的に離れた場所である場合について、日本モーターボート競走会事件（中労委決平 22・3・31 命令集 146(2)集 1676 頁）においては、「団交の場所は、本来労使双方の合意によって定めるのが原則である。しかしながら、合意が成立しないことから使用者が交渉場所を指定し、労働組合がこれに同意しないため、結局団交がなされなかった場合においては、組合員の就業場所等、当該組合と使用者の労使関係が展開している場所を基本としつつも、使用者がそれ以外の場所を指定したことに、合理的な理由があり、かつ、当該指定場所で団交をすることが当該組合や組合員に格別の不利益をもたらさないといえるときには、使用者が指定場所以外での団交に応じないことには正当な理由が認められ得るが、これらの事情が認められないときには、他に特段の事情がない限り、使用者は正当な理由無く団交を拒否したものと解するのが相当である。」とされている。

(2) 本事件は、場所と交渉者数など団体交渉ルールの設定についてあっせんを求められた事案である。

あっせん員は、Y 会社に対し、「使用者が指定した場所が、組合や組合員に不利益をもたらす場合には、特段の事情がない限り、団体交渉拒否の不当労働行為に当たる可能性がある」旨を説示し説得したところ、Y 会社が組合員の在住する地域の近辺で団体交渉を開催することに同意し、解決した事例である。

(参照すべき法令)

労働組合法

(不当労働行為)

第七条 使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(略)

二 使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなく拒むこと。

(略)

(参考となる判例・命令)

- ・ 四条畷カントリー倶楽部事件—大阪地判昭 62・11・30 労判 508 号 28 頁
- ・ 商大自動車教習所事件—東京高判昭 62・9・8 労判 508 号 59 頁
- ・ 商大自動車教習所事件—最三小判平元・3・28 労判 543 号 76 頁
- ・ 日本モーターボート競走会事件—中労委決平 22・3・31 命令集 146(2)集 1676 頁